

令和2年7月豪雨で被災した事業者等への支援策 (経済産業省関連、合計428.9億円)

1. 災害復旧等に向けた補助制度

(1) なりわい再建補助金(新グループ補助金)【275.7億円】

- 従来のグループ補助金と自治体連携型補助金を拡充・柔軟化した新補助金を創設。
- 被害実態に合わせて数億円単位の被害にも最大3/4補助で支援。グループ要件を不要とするとともに、コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助(※)を実施。
 - ①熊本県：補助上限15億円(国:県=2:1、特交95%)
 - ②福岡県・大分県：補助上限3億円(国:県=2:1、特交95%)
 - ③その他被災県：補助上限3億円(国:県=1:1、特交70%)(※) 定額補助の上限 ①：上限5億円、②&③：上限1億円

- 事業者負担分については、融資の実質無利子化等、被害実態に合わせた十分な支援を行う。

(2) 被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)【113.5億円】

- 災害救助法が適用された県の被災した個々の小規模事業者が、機械・車両購入、店舗改装、広告宣伝等の事業再建に取り組む費用を幅広く補助。
 - ・直接被災者：上限200万円(2/3補助)
 - ・間接被災者：上限100万円(2/3補助)
- コロナ禍の中で、今回の豪雨に加え、過去の災害でも被害を受けた事業者に対して、一定の要件の下、一部定額補助を実施。

(3) 商店街災害復旧等事業【2.9億円】

- 災害救助法が適用された県の被災した商店街のアーケードや電灯等の改修や、集客イベント等に取り組む費用を補助。
- 熊本県においては、中小機構による仮設店舗整備への支援を行う(定額補助)。

(4) 石油製品販売業早期復旧支援事業【1.7億円】

- 災害救助法が適用された県の早期復旧、生活再建に必要な不可欠なSS(サービスステーション)の機能回復のため、被害を受けた計量機等の設備等の補修又は入替工事に係る費用を3/4補助。

2. 金融支援

(1) 日本政策金融公庫等による資金繰り支援【21.0億円】

- 新型コロナ対策の実質無利子・無担保融資について資金用途を災害復旧資金まで拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被災事業者を強力に支援する。
- 災害救助法が適用された県で、直接・間接・風評被害を受ける中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な資金を通常とは別枠で融資。直接被災者については最大1億円まで金利を▲0.9%引き下げ。

(2) 信用保証協会による資金繰り支援【12.0億円】

- 災害救助法が適用された県で、一般保証(2.8億円、80%保証)とは別枠となるセーフティネット保証4号(2.8億円、100%保証)及び災害関係保証(2.8億円、100%保証※直接被災のみ)を実施。

(3) 令和2年7月豪雨災害マル経【2.0億円】

- 被災した小規模事業者の資金繰りを支援するため、小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経)について、災害対応の別枠を設け、貸付金利を最大▲0.9%引き下げる。